

神奈川県監査委員公表第5号

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県公安委員会委員長から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年3月24日

神奈川県監査委員 大竹 准一
 同 吉川 知恵子
 同 中家 華江
 同 柳下 剛
 同 斉藤 たかみ

1 措置の対象となった監査の結果

令和7年10月8日神奈川県監査委員公表第17号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち公安委員会分7か所（既報告の1か所を除く。）に係る8事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務部会計課	令和7年8月8日（令和7年6月24日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、管理者講習業務及び調査業務委託契約（契約額16,406,000円）及び神奈川県公安委員会猟銃技能講習事務委託契約（ライフル銃等及び散弾銃）ほか1件（単価契約、支払額計12,381,600円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。	不適切事項については、執行案件の一覧表に担当者が契約金額を入力していなかったため、公表対象の抽出から漏れたことによるものであり、令和7年6月24日に契約結果を公表した。 今後は、このようなことがないように、執行案件の一覧表への入力内容及び公表結果を複数の職員が確認する体制を構築することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
総務部施設課	令和7年8月8日（令和7年6月23日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、非常警報装置保守委託契約（契約額122,540円）に係る上半期（令和6年4月から同年9月まで）の業務（支払額60,720円）について、同期間に実施することとされていた設備点検の実施時期が同年10月に変	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、契約内容の変更に係る部内協議に時間を要したことに加え、幹部職員による契約変更期限を踏まえた進行管理が不十分であったことによるものであ

		<p>更されたことに伴い、当該点検に係る対価を上半期分として支払うことができるように契約内容を変更するに当たり、同期間の末日である令和6年9月末までに変更契約を締結すべきところ、同年11月に行っていた。</p> <p>2 財産管理事務において、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う普通財産の貸付契約の変更に当たり、令和6年4月1日までに変更契約を締結すべきところ、遅延しているものが7件（変更契約日：令和7年3月4日、同月7日又は同月10日）あった。</p>	<p>る。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理票を作成して各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員での確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 財産管理事務については、条例改正に伴う行政財産の使用料改定作業に集中するあまり、普通財産の貸付契約の変更を失念したことによって生じたものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令が改正された際には、業務への影響、必要な作業をリスト化した進行管理票を作成し、進行管理を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
生活安全部少年育成課	令和7年8月8日（令和7年6月13日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>物品管理事務において、令和6年12月24日に業務の用に供したはがき20枚、1,700円について、印紙類出納簿へ払出しを記載していなかった。</p>	<p>不適切事項については、担当職員がはがきの払出しを受けた後に印紙類出納簿に記載するつもりでいたが、失念したことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、はがきの払出しを受ける際に印紙類出納簿を記載し、物品管理者及び物品出納員が記載内容を確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
交通部運転免許本部運転免許課	令和7年8月8日（令和7年6月16日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、運転免許取得時講習ほか業務委託契約（単価契約、支払額2,135,440円）について、契約期間の開始日が令和6年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月2日に締結していた。</p>	<p>不適切事項については、担当職員による契約状況の確認が不十分であったことに加え、所属としての進行管理が徹底されていないことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理表を活用し、担当職員の確認はもとより、複</p>

			数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	--	---

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県多摩警察署	令和7年7月28日（令和7年5月16日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和6年5月分のガス料金12,848円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息44円及び口座振替割引取消額55円を支払っていた。	不適切事項については、担当職員による支出書類の確認が不十分であったことに加え、決裁過程におけるチェック機能が働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、担当職員の確認はもとより、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県麻生警察署	令和7年7月22日（令和7年5月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、麻生警察署栗平駅前交番防水工事（契約額1,535,600円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。	不適切事項については、担当職員による検査調書の作成要否についての確認が不十分であったことに加え、決裁過程におけるチェック機能が働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、担当職員の確認はもとより、根拠規定に基づく適正な書類作成に係る意識の向上を図るとともに、決裁の過程において複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県横須賀警察署	令和7年7月16日（令和7年5月7日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬処分委託契約（単価契約、支払額1,311,323円）の締結に当たり、競争入札を行うべきところ、見積合せを行い随意契約により契約していた。	不適切事項については、過去の同契約の執行予定額が随意契約の範囲内であったため、先入観によりその範囲を超過していることに気付かず、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものであ

			<p>る。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、過去の契約にとらわれることなく、その都度、神奈川県財務規則等の確認を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
--	--	--	---